

13	(6)項口	自力避難困難者入所福祉施設等			
消火器	消令10 消則 6	全部			
大型消火器	消則 7	指定可燃物500倍以上			
屋内消火栓設備	消令11	一般 (内装条件あり)	(内装条件等)	地階、無窓階、 4階以上	指定可燃物
		延べ面積700㎡以上	1000㎡に防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値と耐火・内装3倍の数値若しくは耐火又は準耐火・内装2倍の数値のいずれか小さい数値	床面積150㎡以上(内装条件あり)	750倍 (可燃性液体類を除く)
SP設備	消令12	平屋以外	※火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものは除く	地階、無窓階	4階～10階以下
		全部※		1,000㎡以上	1500㎡以上の階
		(6)項口(2),(4),(5)で介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの以外のもの	11階以上	指定可燃物	
		延べ面積275㎡以上	全部 (特定用途は全階設置)	1,000倍以上	
水噴霧、泡、CO2等	消令13 ～18		1.屋上部分のヘリ発着場等 2.道路の用に供される部分で床面積が屋上部分で600㎡以上それ以外の部分400㎡以上 3.自動車の修理又は整備の用に供する部分の床面積が地階又は2階以上200㎡以上、1階500㎡以上 4.駐車に供する部分の床面積が、地階又は2階以上200㎡以上、1階500㎡以上、屋上300㎡以上 5.昇降機等の機械装置による駐車場で車両収容台数10台以上 6.電気室又はボイラー室等で床面積200㎡以上 7.通信機器室で床面積500㎡以上	指定可燃物1000倍以上	
屋外消火栓設備	消令19		地上2階までの床面積 床面積の合計3,000㎡(耐火 9,000㎡)(準耐火6,000㎡)以上 *同一敷地内で2棟以上ある時は、1階3m以下、2階5m以下の近接建物は1棟と見なす。		
動力消防ポンプ設備	消令20		1.地下街を除く屋内消火栓設備の設置を要する防火対象物又はその部分 2.屋外消火栓設備の設置を要する防火対象物 3.(6)項口で耐火・準耐火(内装あり)の場合、延べ面積1,000㎡以上(倍読みなし)		
自動火災報知設備	消令21	一般			
		全部			

ガス漏れ火災警報設備	消令21の2	一般	温泉設備		
		地階の床面積の合計 1,000㎡以上	全部		
漏電火災警報器	消令22	一般	契約電流	設置要件 鉄網入りの壁又は、床又は、天井(下地材が準不燃材以外)で造られた建物に限られる。	
		延べ面積300㎡以上	50Aを超える		
消防機関へ通報する火災報知設備	消令23	一般	緩和条件	設置要件 設置する火災通報装置にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動と起動連動して作動すること。	
		全部	1. 消防機関から著しく離れた場所 2. 消防機関から歩行距離500m以下の近い場所		
非常警報設備	消令24	一般	地階、無窓階		
		収容人員50人以上	収容人員20人以上		
		非常警報器具	放送設備(ベル又はサイレン)		
		収容人員20人以上50人未満	収容人員300人以上		地階を除く階数が11以上又は地階の階数が3以上の場合に設置
避難器具	消令25	収容人員			
		20人以上 (避難階は不要)	10人以上 (3階以上の階のうち、当該階から避難階又は、地上に直通する階段が2以上設けられていない階及び下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項があるもの)		
誘導灯	消令26	避難口誘導灯	通路誘導灯		
		全部			誘導標識
		全部			
排煙設備	消令28				
連結散水設備	消令28の2	地階の床面積の合計			
		700㎡以上			
連結送水管	消令29	1. 地階を除く階数が7以上 2. 地階を除く階数5以上で延べ面積6,000㎡以上 3. 道路の用に供される部分を有するもの			
非常用コンセント設備	消令29の2	地階を除く11階以上			
消防用水	消令27	敷地20,000㎡以上で1階、2階の床面積合計		高さ 31m以上	
		耐火15,000㎡以上 準耐火10,000㎡以上 その他5,000㎡以上 *同一敷地内で2棟以上ある時は、1階3m以下、2階5m以下の近接建物は1棟と見なす。		地階を除き、延べ25,000㎡以上	

※ 1000㎡に防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値と耐火・内装3倍の数値若しくは耐火又は準耐火・内装2倍の数値のいずれか小さい数値